

第 20 回児童虐待防止対策協議会	資料 4 - 6
平成 29 年 11 月 22 日	

「全国母子生活支援施設協議会」
提出資料

全国母子生活支援施設協議会倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会

母子生活支援施設に携わるすべての役員・職員（以下、「私たち」という。）は、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。

そのために私たちは、母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支えるとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことをめざします。

<基本理念>

1. 私たちは、母と子の権利と尊厳を擁護します。

<パートナーシップ>

2. 私たちは、母と子の願いや要望を受けとめ、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。

<自立支援>

3. 私たちは、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。

<人権侵害防止>

4. 私たちは、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。

<運営・資質の向上>

5. 私たちは、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。

<アフターケア>

6. 私たちは、母と子の退所後をインケアからアフターケアをつなぐため、退所計画を作成し、アウトリーチするとともに、地域の社会資源を組み込んだネットワークによる切れ目のない支援を提供することをめざします。

<地域と協働>

7. 私たちは、関係機関や団体とネットワーク形成を図りながら、資源の開発や創生による子育て支援地域づくりを進め、ひとり親家庭のニーズに合わせた展開をすることをめざします。

平成19年4月25日 制定
平成29年5月12日 改定

第61回全国母子生活支援施設研究大会アピール

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会

社会は今、子育て家庭への支援や妊娠期からの継続的支援、親子関係の再構築・修復機能、さらに児童虐待防止の充実を求めています。

児童福祉法制定後70年の節目となる今年、厚生労働省の検討会の提言「新しい社会的養育ビジョン」に、すべての子どもを対象にしたポピュレーションアプローチのもと特定妊婦に関する支援などが示され、母子生活支援施設には、地域に開かれた施設として専門的ケアが提供できる機関となることなどが求められました。

もとより母子生活支援施設は、「私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)」(以下、全母協ビジョン)に「統合性・包括性・地域性」を掲げ、各施設が細やかな気遣いで日々の支援を重ねています。

その支援をより充実させ、期待に応えるためにも、私たち母子生活支援施設は本日ここに、研究大会参加の皆さまと、4つのことを社会にアピールします。

1. 私たちは母子生活支援施設倫理綱領の具現化をすすめます

母と子の最善の利益を保障するため、倫理綱領にうたった理念を遵守します。

2. 私たちは全母協ビジョンの実現をめざし、そのための実践と、利用者支援、地域支援に取り組みます

「私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)」に提言した、利用者の入所から退所、アフターケアまでの、継続的で専門的な家族支援の充実を図ります。

また、地域のひとり親家庭の自立支援、学習支援などに取り組み、地域への支援強化をめざします。

3. 私たちは専門性を高めて母と子を支援します

DV被害、児童虐待等の心理的外傷、精神疾患などの障害、外国籍であることなどの多様な背景のある母と子を支えます。また、母親自らが、かけがえのない自分を取り戻すことができる肯定感や社会に対する信頼、子どもが喜ばれ産まれてくることへの生命の尊厳、安心感等をもって子育てや生活が営めるよう支援に努めます。そして、専門的支援を高め、一層のインケアの向上をすすめます。

4. 私たちは地域社会とともにすべての子どもを社会全体で育む社会の実現に努めます

関係機関や団体とネットワークの形成、連携をより強化し、住みよい地域社会づくりに努めます。